

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

生活費や教育費の送金と贈与税

Q：私の長男は、4月に東京の大学に入学することになりました。生活費や学費をいちいち送金するのは面倒なので、4年間の生活費及び学費として、1千万円を渡そうと思っています。

生活費や学費ですから、贈与税はかからないと思いますが、どうでしょうか。

A：一時に支給した場合には、贈与税がかかります。

【解説】

扶養義務者相互間において生活費や教育費に充てるために贈与により取得した財産のうち通常必要なものについては、贈与税は課税されないことになっています。

ところで、生活費又は教育費として非課税とされるのは、生活費や教育費として必要な都度、直接これらの用に充てるために贈与された財産に限られます。

したがって、生活費や教育費の名目で支給したものであっても一時に支給したり、これを預貯金にしたとか、株式や不動産の買入代金に充当したような場合には、贈与税が課税されます。

ご質問の場合には、一時に学費及び生活費として支給することとしていますので、贈与税の課税の対象となります。

